

**霧島市地域公共交通  
乗務員確保支援事業  
補助金申請要領  
(就労支援補助金)**

霧島市企画部 地域政策課  
(令和7年6月)

## 1 地域公共交通乗務員確保支援事業補助金（就労支援補助金）について

地域に不可欠な地域公共交通を確保するため、市内の路線バス事業者、タクシー事業者等に雇用された乗務員に対して、霧島市が交付する補助金です。

## 2 補助対象者

市内の路線バス事業者、タクシー事業者等に雇用された乗務員で以下の(1)～(3)の全ての要件を満たすもの。

- (1) 本市内に営業所を有し、かつ、本市内にて運行を行う路線バス事業者、タクシー事業者等に、令和6年12月1日以降に、期間の定めがない無期雇用契約で雇用され、フルタイムで働く職員として新規就職又は復職した者で、新規就職又は復職した日から3か月が経過したもの。ただし、市内地域公共交通事業者から新たに転職した者及び事業者内の異動により本市内の営業所に勤務した者は除く。
- (2) 令和6年度において市税の滞納がないこと。
- (3) 過去に霧島市地域公共交通等乗務員等確保支援事業の就労支援補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員でないこと。
- (5) 補助金の趣旨に照らし、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。

## 3 給付額

一人につき定額 **20** 万円

※補助金の交付は一人につき1回に限ります。

## 4 提出書類等

申請書類チェックリスト、第1号様式から第3号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

### ■申請時提出書類

- ア 申請書類チェックリスト
- イ 申請書兼請求書（第1号様式）
- ウ 誓約書兼同意書（第2号様式）
- エ 経歴書（第3号様式）
- オ 雇用契約書の写し
- カ 運転免許証の写し
- キ 補助金の振込先口座に係る通帳の写し

## ■その他提出書類

霧島市外に居住している方は、上記書類に加え、居住市町の「令和6年度滞納なし証明書」を提出してください。

## 5 申請期限・申請方法等

### (1) 申請期限

**令和8年2月13日(金)** ※消印有効

### (2) 申請方法

原則として**郵送**

※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力をお願いします。

### (3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所地域政策課

「霧島市地域公共交通乗務員確保支援事業補助金」担当 宛

## 6 給付までの流れ

### ①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。

↓

### ②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。

↓

### ③交付・確定決定通知書の送付

↓

### ④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市地域政策」

現金での支給はできません。

「クリスマスチキセイサク」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

**霧島市企画部 地域政策課**

**電話：0995-64-0952**

**FAX：0995-47-2522**

**メール：t-seisaku@city-kirishima.jp**

**URL：https://www.city-kirishima.jp**

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時  
様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

**地域公共交通乗務員確保支援事業補助金**

**検索**

